

CHINA LAW EXPRESS

Apr. 2021

トピックス

■ 張国棟弁護士、最高人民検察院民事行政案件諮問専門家の担当を受託

法令速報

- 税関総署第 249 号令:新版の「輸出入食品安全管理弁法」を公布
- 工業情報化部:中小企業類型画定基準に対する意見を募集
- 国家の九つの政府機関、医薬売買分野と医療サービスにおける不正の気風を是正
- 商務部、輸出事業者の指導に向けた輸出管制内部コンプライアンス制度を確立

弁護士コラム

■ 知的財産権の分野における懲罰性賠償制度の概要

張国棟弁護士、最高人民検察院民事行政案件諮問専門家の担当を受託

先日、張国棟弁護士は、最高人民検察院の第六検察庁と第七検察庁が交付した専門家招へい状を受け取り、最高人民検察院民事行政検察専門家諮問ネットワークの専門家を担当することになりました。

検察院は、民事・行政訴訟における案件の監督の役割を担う。民事行政検察専門家諮問ネットワークは、 検察機関の民事・行政訴訟における案件監督上の質と效率の向上のために、最高人民検察院が全国の各 級検察機関で利用を推進しているものです。全国各地の各級検察機関で民事行政案件を担当する検察官 は、これを利用し、全国統一専門家データベース中の弁護士の専門家に、関連の専門的な問題を諮問するこ とができます。



税関総署第 249 号令:新版の「輸出入食品安全管理弁法」を公布

4月13日に、税関総署は「中華人民共和国輸出入食品安全管理弁法」(中国語:「中华人民共和国进出口食品安全管理办法」。以下「弁法」)を公布した。弁法は2022年1月1日から実施される。「弁法」においては、輸出入食品の生産経営業者が、自社の生産・経営する輸出入食品の安全に対して責任を負うという旨が強調されている。「弁法」においては、輸入の暫停と禁止、輸入食品の合格評定制度、中国国外の国家に対する評価・審査制度などに対し、明確な規定が行われている。これと同時に、「弁法」においては、動画検査、輸出申告前の監督管理申請、食品輸入業者による中国国外の輸出・生産業者に対する審査制度などの規定が増加されており、届出変更規定への違反、検査への協力の拒否などの違法行為の法的責任が、更に細分化されている。このほかにも、「弁法」によると、輸出食品には、今後は検査検疫合格マークが付記されないこととなっている。

(出典: http://www.customs.gov.cn/customs/302249/2480148/3619657/index.html)

工業情報化部:中小企業類型画定基準に対する意見を募集

4月23日に、工業情報化部中小企業局は、「中小企業類型画定基準規定(改定意見募集稿)」(中国語:「中小企业划型标准规定(修订征求意见稿)」。以下「意見募集稿」)を公布し、社会の各界からの意見を公に募集している(2021年5月23日まで)。意見募集稿においては、「小売業における従業員数が300名以下で、かつ、売上高が5億元以下の企業は、中小零細企業とする。/情報送信・ソフトウェア・情報技術サービス業における従業員数が500名以下で、かつ、売上高が10億元以下の企業も、中小零細企業とする。」という旨が明確にされている。意見募集稿によると、企業は各項目ごとに要求されている指標を同時に満たしてから、相応の規模の類型に振り分けられることができるものとされている。このほかにも、意見募集稿においてはさらに、大型企業に所属し、またはその直接の支配を受ける企業が、中小企業の枠から排除されている。

(出典:https://www.miit.gov.cn/gzcy/yjzj/art/2021/art_4952142da8aa407aab85ac87bf74a1b9.html)

国家の九つの政府機関、医薬売買分野と医療サービスにおける不正の気風を是正

4月25日に、国家衛生健康委員会等の九つの政府機関は、「2021年度の医薬売買分野と医療サービスにおける不正の気風の是正に関する業務要点」(中国語:「2021年纠正医药购销领域和医疗服务中不正之风工作要点」。以下「業務要点」)を共同で通達した。2021年4月25日から2021年12月末までの期間中、関連機関は「業務要点」に基づき、偽造、混同、虚偽の宣伝、商業賄賂、違法な医療広告の出稿などの医療サービス分野における業界の秩序を乱す行為を取り締まり、いずれの名義を借りた利益輸送の遂行も固く禁じ、案件に対する共同懲戒の強度を高めるものとされている。

(出典: http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2021-04/28/content_5603645.htm)

商務部、輸出事業者の指導に向けた輸出管制内部コンプライアンス制度を確立

4月28日に、商務部は「両用品目輸出事業者の輸出管制内部コンプライアンス制度の確立に関する商務



部の指導意見」(2021 年第 10 号公告)(中国語:「商务部关于两用物项出口经营者建立出口管制内部合规机制的指导意见」。以下「指導意見」)を公布した。「指導意見」においては、「輸出管制法」に基づき、両用品目の輸出事業者による輸出管制内部コンプライアンス制度の確立に対する具体的な要求が提起されており、「両用品目輸出管制内部コンプライアンスガイドライン」が公布されている。このほかにも、「指導意見」においてはさらに、商用暗号製品または易製毒化学品の輸出入に従事する事業者、および両用品目の輸出のために代理、貨物運輸、郵便物配送、通関、第三者電子商取引プラットフォーム、金融などのサービスを提供する事業者は、本指導意見中の関連の原則と要素を参照して相応の内部コンプライアンス制度を確立することができるという旨が提起されている。

(出典:http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/202104/20210403056267.shtml)

知的財産権の分野における懲罰性賠償制度の概要

作者 韓 尚武

知的財産権侵害行為に対する取締りを強化するために、中国の知的財産権関連法の分野では、懲罰性賠償制度が相次いで設けられている。2021 年 3 月 3 日に、最高人民法院は「知的財産権の侵害をめぐる民事案件の審理に適用する懲罰性賠償に関する解釈」(以下「懲罰性賠償の司法解釈」という。)を公布し、知的財産権の懲罰性賠償制度の適用要件に対する明確化を行った。3 月 15 日には、最高人民法院は知的財産権の侵害をめぐる民事案件において懲罰性賠償が適用された若干の典型的な判例(以下「典型的な判例」という。)を公布した。本文においては、上述の司法解釈と判例を踏まえた上で、知的財産権懲罰性賠償制度に対し、簡単なご紹介を行う。

一 懲罰性賠償の法的規定

いわゆる「懲罰性賠償」とは、権利侵害者に負担が要求される賠償金額が、被害者の実際の損害金額を超過している賠償をいい、その目的には、被害者の損害に対する補てんの履行のほかにも、さらには、権利侵害者を処罰し、権利侵害行為の再発を予防するという趣旨もある。中国の知的財産権関連法の分野における懲罰性賠償に関する現行の有効な(または直に発効する)法律の条文は、主として次のとおりとなっている。

法律の名称	条文の番号	条文の内容
民法典	第 1185 条	他者の知的財産権を 故意に 侵害し、 情状が深刻なときは、 権利侵害
		行為の被害者は、相応の懲罰性賠償を請求することができる。
商標法(2019 年 改定)	第 63 条	商標専用権の <u>悪意の</u> 侵害について、 <u>情状が深刻なときは、</u> 上述の方
		法に従って確定される金額の <u>一倍以上五倍以下</u> の範囲において、
		賠償金額を確定することができる。
特許法(2020 年 改定)	第 71 条	特許権の 故意の 侵害について、 情状が深刻なときは、 上述の方法に
		従って確定される金額の <u>一倍以上五倍以下</u> の範囲において、賠償
		金額を確定することができる。
著作権法(2020 年改定)	第 54 条	著作権または著作権に係る権利の <u>故意の</u> 侵害について、 <u>情状が深</u>
		刻なときは、上述の方法に従って確定される金額の一倍以上五倍以
		<u>下</u> の範囲において、賠償金額を確定することができる。



不正競争防止法		
(2019 年改定)		

第17条

事業者が営業秘密の侵害行為を**悪意で**実施し、**情状が深刻なとき は、**上述の方法に従って確定される金額の一倍以上五倍以下の範囲において、賠償金額を確定することができる。

二 懲罰性賠償の適用条件

上述の法律の条文からも明らかなとおり、知的財産権の分野における懲罰性賠償制度の適用には、「故意性(悪意性)」と「情状深刻性」という二つの要件を満たす必要がある。「懲罰性賠償の司法解釈」では、これらの二つの要件の判定基準に対し、以下のとおり更なる明確化が行われている。

(一)「故意性(悪意)」の認定要件について

「懲罰性賠償の司法解釈」によると、「商標法」および「不正競争防止法」における「悪意」と、その他の法律の条文における「故意性」は、同等の含意を有しており、すなわち、両者は実質的には同等である。以下に列挙される状況に対しては、裁判所は被告が知的財産権を侵害する故意性を有していた旨を予備的に認定することができる:

- (1)被告が、原告または利害関係者の通知または警告を経た後に、依然として権利侵害行為の実施を継続していたとき。
- (2)被告またはその法定代表者もしくは管理職員が、原告または利害関係者の法定代表者、管理職員または実質的支配者であったとき。
- (3)被告と原告または利害関係者との間に、労働、労務、提携、許諾、取次販売、代理、代表などの関係が存在しており、かつ、侵害された知的財産権にかかわっていたとき。
- (4)被告と原告または利害関係者との間に、業務上の往来、または契約の達成等を目的とする協議の実施があり、かつ、侵害された知的財産権にかかわっていたとき。
 - (5)被告が、登録商標の盗用または模造の行為を実施していたとき。
 - (6)その他の故意性を認定することのできる状況

上述の解釈によると、権利の主体が知的財産権侵害行為をめぐって警告状、弁護士レター等の書簡を権利侵害者に発送した後において、仮に権利侵害行為が依然として継続していた場合には、権利侵害者に悪意が存在していた旨を主張することができ、これにより懲罰性賠償制度の適用可能性が存在している。

(二)「情状深刻性」の認定要件について

「懲罰性賠償の司法解釈」によると、被告に以下に列挙される状況があった場合には、裁判所は情状の深刻性を認定することができる:

- (1)権利の侵害により行政処罰を受け、または人民法院が責任の負担を審判した後に、同一または類似の権利侵害行為を再度実施したとき。
 - (2)知的財産権の侵害を生業としていたとき。
 - (3)権利侵害の証拠を偽造、隠滅または隠匿したとき。
 - (4)保全裁定の履行を拒否したとき。
 - (5)権利侵害により利益を獲得し、または権利者の損害が甚大であったとき。
 - (6)権利侵害行為が国家の安全、公共の利益または人身の健康を脅かすおそれのあったとき。
 - (7)その他の情状の深刻性を認定することのできる状況



上述の「情状深刻性」に関する認定状況において、一部の内容はあまり明確ではなく、案件の具体的な状況を更に踏まえた上で、分析と判断が行われる必要がある。たとえば、「知的財産権の侵害を生業としていたとき」という認定基準については、典型的な判例のうちの「広州天賜高新材料股份有限公司等と安徽紐曼精細化工有限公司等の技術秘密侵害紛争案件」において、最高人民法院が、「行為者が権利侵害行為を生業としていたか否かの境界の画定は、主観性と客観性の両面から判断を行うことができる。客観性の面から見てみると、行為者は既に、侵害行為を実際に実施しており、かつ、当該行為は会社の主営業務であり、主要な利益の発生源を構成していた。主観性の面から見てみると、会社の実質的支配者や経営陣等を含む行為者は、自らの行為による権利侵害の構成を明らかに知り得ていたにもかかわらず、依然として、これを実施していた。」という旨を指摘している。このほかにも、たとえば「権利侵害により利益を獲得し、または権利者の損害が甚大であったとき」という認定基準についても、今後の更なる関連の判例を通じて、明確化が行われる必要がある。

三 懲罰性賠償の賠償金額の確定

(一)賠償基数の確定について

懲罰性賠償の賠償金額は、「賠償基数×倍数」という公式をもって求めることができる。賠償基数について、「懲罰性賠償の司法解釈」によると、裁判所は懲罰性賠償の金額を確定する際には、関連の法律に従い、原告の実損金額、または被告の違法所得金額、もしくは権利侵害により獲得した利益をもって、それぞれ賠償金額の計算基数としなければならない。仮にこれらの三種の金額の計算が、いずれも困難であった場合には、裁判所は案件中の権利使用許諾費用の倍数を参照して、計算基数を確定することができる。このほかにも、仮に裁判所が自らが把握している権利侵害行為にかかわる帳簿や資料の提供を被告に要求し、被告が正当な理由を有せずに提供を拒み、または虚偽の帳簿や資料を提供した場合には、裁判所は原告の主張と証拠を参考にし、計算基数を確定することができるものとされている。

たとえば、典型的な判例のうちの「内蒙古鄂爾多斯資源股份有限公司と北京米琪貿易有限公司の商標権侵害紛争案件」においては、裁判所は被告の権利侵害により獲得した利益が、「権利侵害製品の販売総数×製品の単価×製品の合理的な利益率」という計算式をもって求められる金額であったものと認定している。製品の合理的な利益率について、人民法院は商標の知名度、被告の権利侵害行為などの多くの要素を十分に考慮し、情状を斟酌した上で、利益率が製品販売価格の 25%であったものと決定している。

(二)倍数の確定について

「懲罰性賠償の司法解釈」によると、人民法院法は懲罰性賠償の倍数を確定する際には、被告の主観的な過失の程度、権利侵害行為の情状深刻性の程度などの要素を総合的に考慮しなければならないとされている。

前述の「広州天賜高新材料股份有限公司等と安徽紐曼精細化工有限公司等の技術秘密侵害紛争案件」においては、最高人民法院の裁判官が、「司法の適用と自由裁量権濫用の制限に便宜を図るために、権利侵害の情状が、深刻であった場合には、二倍の懲罰性賠償を適用することができ、情状が比較的に深刻であった場合には、三倍の懲罰性賠償を適用することができ、特別に深刻であった場合には、四倍の懲罰性賠償を適用することができ、情状が極めて深刻であった場合において、『直接の故意性、権利侵害行為の完全な



事業化、権利侵害規模の甚大性、継続期間の長期化、損失金額または獲得利益金額の莫大性、挙証の妨害』などの認定要件を満たしたときは、五倍の懲罰性賠償を適用することができ、これにより懲罰性賠償の倍数と、権利侵害の情状深刻性の程度との間における一般的な対応関係が形成される」という考え方を示している。

(終わり)

- ▶ 本誌は無料で配布させていただきます。
- ▶ お問い合わせやご意見のある方は newsletter@jtnfa.com までご連絡ください。
- ▶ 本誌内容の一般性のため、掲載内容を基にした商業活動による損失は弊所では責任を負いかねますのでご了承下さい。
- ⇒ なお、本誌は弊所が PDF ファイル形式により配布するもので、ヘッダーを含む PDF ファイルの全文を変 更せずに配布される場合は許可しますが、それ以外の場合には弊所にご相談ください。

http://www.jtnfa.com/JP